

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要

鳥獣保護管理事業計画の概要

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、野生鳥獣を適切に保護・管理することを目的とした、鳥獣保護・管理行政の根幹を担う計画である。
- 現行計画（第 11 次鳥獣保護管理事業計画）の期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、5 年間の次期計画（第 12 次鳥獣保護管理事業計画）を策定するものである。
- 本計画は、環境大臣が定める基本指針に即した形で、全国一斉に策定される。（基本指針は 10 月 11 日に告示。）

鳥獣保護管理事業計画に掲げる事項

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項

第六 第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

第九 その他

計画の主な改訂のポイント

1. 計画期間
 - ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間。
2. 鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域の新規指定の予定はなし。
 - ・国の指針を踏まえ、更新の際は、保護を目的とする鳥獣、鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、検討する旨を記載。
3. 鳥獣を捕獲する際の許可基準の見直しおよび明確化
 - ・国の指針を踏まえ、狩猟免許を保有せずに、鳥獣捕獲の許可を認める場合を追加。
→小型の箱わな、つき網、手捕りのいずれかの方法により、小型の鳥獣（アライグマ、ヌートリア、カラス等）を捕獲する際、従来の住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該敷地内において捕獲する場合に加え、農業被害の防止の目的での農

業者が自らの事業地内において行う場合も、捕獲後の処置が適切に実施可能と認められる場合に捕獲を許可する。

- ・ 捕獲後の処置についての要件を明記し、個人による殺傷を伴う捕獲許可を認める。
→ 有害捕獲の趣旨と整合性をとる形で、個人による殺傷を伴う捕獲許可を認める。
- ・ 生活環境被害、農林水産業または生態系に係る被害防止目的での捕獲許可期間の見直し。
→ ツキノワグマを除く鳥獣について許可できる期間を3か月以内から1年以内に拡大。
- ・ ツキノワグマに係る捕獲許可基準の明文化および明確化
→ これまで滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画で記載していた捕獲許可基準を本計画内で許可基準として明文化。
→ 被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合、許可できる区域について、被害が現に生じているあるいは生じるおそれがある集落内またはその集落から500m以内としていたが、「集落」の定義について、「家屋、農地、生活道路を含む区域」と明確化。

4. 感染症流行時を勘案した計画の策定

- ・ 感染症流行時に鳥獣の捕獲許可を行わないことができる。
- ・ 鳥インフルエンザ流行時に野生鳥獣の傷病救護を行わない。

5. 傷病鳥獣救護の実施に対する考え方の整理を実施

- ・ 当県における「野生鳥獣と人との付き合い方」に対する基本的な考え方を明記し、この考え方を基に、傷病鳥獣救護を実施。

6. 県民にもわかりやすい計画とするために、鳥獣保護管理法や同法施行規則、その他法令で定められている内容と重複する部分を整理。